



鳥取県公報

令和2年6月19日（金）
第9210号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（2件）（369・370）（とっとり弥生の王国推進課）・・・2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定（371） （障がい福祉課）・・2 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（372）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・2 土地改良区連合の定款の変更の認可（2件）（373・374）（農地・水保全課）・・・・・・・・3 保安林の指定予定（2件）（375・376）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・3 公共測量の終了（377）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（378）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・4 土地改良事業計画の変更の認可（379）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・4
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・4
◇ 調達公告	落札者の決定（3件）（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・・・・・5

告 示

鳥取県告示第369号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県立博物館振興会
公益財団法人鳥取市文化財団
鳥取県教科図書販売株式会社
荒神谷博物館

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第370号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ふるさと鹿野

2 委託期間

令和2年5月18日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第371号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院を認定したので、次のとおり告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	認定期間
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43	令和2年6月4日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更する旨の届出があった事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所（佐賀事務所）の所在地
変更前 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9-38

変更後 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5-10

3 変更年月日

令和2年5月28日

鳥取県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、東伯地区土地改良区連合の定款の変更を令和2年6月8日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を令和2年6月8日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第375号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字真鹿野字桑村谷274、274の1、274の2、274の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第376号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町佐崎字椎ノ木鼻257の1、宇深サコ山495の9、495の10、宇懸橋13、14、宇前河原111の1、126、126の2、宇西谷東平477の6、茂谷字宮脇94、95、97の1、99、宇焼山452の1、465、宇谷260の1、奥野宇河

原292、字桐谷450、字奥山299の2、306、312の1、字上エ山27、字上エ皆地381、390、391、清徳字上河原平247の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量 3級基準点測量（復旧測量）

2 作業地域 西伯郡伯耆町宇代

3 終了年月日 令和2年5月15日

鳥取県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月19日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社ふれあい	東伯郡北栄町国坂279	ふれあいホーム	倉吉市福庭町一丁目282	共同生活援助	令和2年6月30日

鳥取県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米川土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和2年6月10日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和2年6月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしようと する森林 の土地の 面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
公益財団法人 鳥取県環境管 理事業センタ ー 理事長 広田 一恭 環境プラント 工業株式会社 代表取締役社 長 河本 剛	鳥取県米 子市明治 町105 鳥取県米 子市高島 130-1	米子市淀 江町小波 地内	埋蔵文化 財発掘調 査及び不 燃物最終 処分場の 設置（土 地改良事 業の連絡 道路建 設）のた め	5.3252ヘ クター	3.2733ヘ クター	2.8221ヘ クター	令和2年6 月11日 から 令和9年3 月31日 まで	令和2年 6月11日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 県立学校（東部地区）プロジェクター等 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和2年4月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社中国支店
広島県広島市中区立町2-27
- 5 落札金額 246,796,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和2年3月6日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 県立学校（中部地区）プロジェクター等 一式

2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和2年4月23日
4 落札者の名称及び所在地	N T Tファイナンス株式会社中国支店 広島県広島市中区立町2-27
5 落 札 金 額	77,006,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和2年3月6日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	県立学校（西部地区）プロジェクター等 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和2年4月23日
4 落札者の名称及び所在地	日通商事株式会社山陰営業センター 米子市両三柳2371-8
5 落 札 金 額	247,733,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和2年3月6日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271